

# 平成29年9月亀山市議会定例会 提出議案 条例新旧対照表

頁

議案第63号 亀山市営住宅条例の一部を改正する条例	1
---------------------------	---

亀山市営住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(入居の承継)</p> <p>第14条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第12条で定めるところにより、市長の承認を受けて、引き続き当該市営住宅に居住することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項の規定による収入の申告は、公営住宅法施行規則第7条に規定する方法によるものとする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(修繕費用の負担)</p> <p>第20条 市は、市営住宅及び共同施設の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに公営住宅法施行規則第10条に規定する附帯施設の修繕に要する費用を負担するものとする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第37条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の</p>	<p>(入居の承継)</p> <p>第14条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第11条で定めるところにより、市長の承認を受けて、引き続き当該市営住宅に居住することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項の規定による収入の申告は、公営住宅法施行規則第8条に規定する方法によるものとする。</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(修繕費用の負担)</p> <p>第20条 市は、市営住宅及び共同施設の家屋の壁、基礎、土台、柱、床、はり、屋根及び階段並びに公営住宅法施行規則第9条に規定する附帯施設の修繕に要する費用を負担するものとする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第37条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の</p>

家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第38条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

別表第1 (第3条関係)

1 (略)

2 借上げによる市営住宅の名称、位置等

設置年度	名称	位置	構造	戸数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
平成29年度	新所住宅	関町新所962番地3	木造2階	5

家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第38条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第15条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

別表第1 (第3条関係)

1 (略)

2 借上げによる市営住宅の名称、位置等

設置年度	名称	位置	構造	戸数
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)